

報道機関 各位

(照会先)

秋田社会保険事務局  
総務課 小野地、加藤  
TEL(018)-883-1650

## 事務処理誤り等について

平成20年 8月15日  
秋田社会保険事務局

当事務局管内において、老齢基礎年金の裁定誤り等2件の事務処理誤りが判明いたしました。

皆様に、大変ご迷惑をおかけしましたこととお詫び申し上げますとともに、事務処理誤り発生の原因と今後の対応策について、以下のとおりお知らせいたします。

### (事務処理誤り1) 老齢基礎年金の裁定誤りについて

鷹巣社会保険事務所において、平成5年1月に老齢基礎年金裁定請求書を処理した際、旧法の共済組合減額退職年金を受給していることから、昭和36年4月から昭和60年3月までの共済期間を年金の額には反映させない合算対象期間として処理すべきところ、誤って年金額に反映させる共済期間として処理したため、平成10年2月分から平成20年7月分まで過払いが生じていることが本年6月、お客様が受給額を確認のため来所した際に判明しました。

影響額については、平成10年2月分から15年3月までの時効分を除き3,278,100円です。

#### 1. 事務処理誤り発生の原因

共済年金加入期間のある方の老齢年金請求の場合、共済年金加入期間を裁定請求書に転記しますが、旧法共済組合減額退職年金は年金の額に反映させない「合算対象期間」とすべきところを誤って年金額に反映させる「共済組合期間」に転記したことが考えられます。

#### 2. 対応及び再発防止対策

- (1) お客様が来所し過払いが判明した際に、事務所担当課長がお客様に謝罪するとともに経過を説明しました。後日、ご自宅を訪問しまして再度、経過及び今後の対応について説明し、現在、受け取られている年金の全額を返済に充てていただくことでご了解をいただきました。
- (2) 秋田社会保険事務局及び管内社会保険事務所の職員に対し、改めて年金裁定の適正な事務処理について周知するとともに、年金裁定審査時におきましては、複数職員による期間確認の徹底を図り、再発防止に努めてまいります。

## (事務処理誤り2) 「特定健康診査実施機関リスト」の記載誤りについて

秋田社会保険事務局において、特定健康診査の対象被扶養者がおられる事業所8,686事業所に対しまして、平成20年7月に特定健康診査(受診券申請書)等の案内文書を送付しましたが、同封いたしました「特定健康診査実施機関リスト」中の電話番号に記載誤りがあったことが判明しました。

### 1. 事務処理誤り発生の原因

「特定健康診査実施機関リスト」の医療機関を市町村順に並べ替えする際、電話番号も同時に並べ替えしましたが、電話番号の欄中、他のセルと連動する数式が入っているのを気づかないまま作業をしました。その後確認を行ったものの、最初の部分で間違いがなかったため、正常に処理が終わったものと判断したために発生したものです。

### 2. 対応及び再発防止対策

- (1) 対象全事業所に対しまして、お詫びの文書と修正後の「特定健康診査実施機関リスト」を改めて送付しました。
- (2) 誤った電話番号を記載しました、特定健康診査実施機関(163機関)に対しましてお詫びの文書を送付しました。
- (3) 秋田社会保険事務局では、担当課職員に対し注意喚起を行うとともに、管内各社会保険事務所に対し、今回の事務処理誤りを周知し、お客様に送付する文書作成の際は読み合わせ等複数職員による点検を行うよう、確認の徹底を図りました。